

山形県漁業の魅力PRパワーアップ事業PR資料作成業務委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務名 山形県漁業の魅力PRパワーアップ事業PR資料作成業務

2 業務期間 契約締結の日から令和5年3月10日まで

3 目的

山形県の漁業就業者数は減少しており、同時に高齢化も進んでいる。新たな担い手の確保が必要であるが、本県漁業の情報は少なく、具体的な初期投資額や経営スタイル、収入面等、新規漁業就業希望者が就業に繋がる情報を得ることができる漁業情報PR資料を作成する。

4 PR対象者

(1) 経営スタイル冊子（実践編）

作成目的：漁業就業後の経営・生活に関する具体的なイメージを持たせる。

対象者：漁業就業希望者（新規独立経営希望者、漁業経営体就職希望者）、中学生以上の漁業に興味を持つ者

(2) 2D動画（導入編）

作成目的：県内の漁法、対象魚種に関する動画により就業後のイメージを持たせる。

対象者：漁業就業希望者（新規独立経営希望者、漁業経営体就職希望者）、中学生以上の漁業に興味を持つ者

(3) VR動画（入門編）

作成目的：漁業現場の臨場感を発信することで漁業に関する興味を持たせる。

対象者：中学生以上の漁業に興味を持つ者

5 委託業務内容

山形県の漁業における主要漁法の経営スタイル冊子、動画の撮影及びその編集（わかりやすく伝えるためのテロップや図を入れるなどの加工等を含む）業務

(1) 山形県の漁業経営スタイル冊子（A4版中綴じ、表紙及び裏表紙を含む24頁以上、フルカラー、10,000部）

①漁業形態紹介：10漁業種の紹介（各漁法、対象種、年間操業計画等の紹介を画像、図表を用いて紹介）

漁業種：小型底びき網、ごち網、定置網、はえ縄、採貝藻、いか釣り、一本釣り、刺し網、内水面魚種養魚員（内水面漁協、鮭生産組合）、内水面養殖

②漁家経営スタイル紹介：具体的な漁業者・漁業経営体の経営スタイル例の一覧表（各漁法・対象種をどのように組み合わせるかを示す）

1) 漁業経営体（20経営体（2経営体×上記10漁業種）

- 2) 漁業経営体従業員（小型底びき網、定置網、いか釣り、内水面）
- (2) 動画（完成動画1本あたりの時間5分程度）
 - ① 2D動画：10 漁業種（10 本）
（小型底びき網、ごち網、定置網、はえ縄、採貝藻、いか釣り、一本釣り、刺し網、内水面漁業協同組合、内水面養殖）
 - ② VR動画：4 漁業種（4 本）
（小型底びき網、定置網、はえ縄、採貝藻）

6 経営スタイル冊子取材・動画撮影の留意点

- (1) 冊子の取材及び動画撮影にあたっては、発注者と十分打ち合わせの上進めること。
- (2) 冊子の取材及び動画撮影に必要な時間、回数を確保すること。
- (3) 対象漁業種によっては、早朝の出航、長時間海上作業となる漁業種もあり、天候によっては撮影日を変更せざるを得ないことがあるため、取材・撮影日の変更柔軟に対応できるようにすること。
- (4) 漁業就業希望者、漁業に興味を持つ者が、内容を理解しやすく、山形県の漁業の特徴が分かる冊子・動画となるよう撮影内容・方法を工夫すること。
- (5) 撮影機材は受託業者が準備すること。
- (6) 漁業者への謝金（協力金）は下記条件で受託業者が支出すること。
※謝金：1 経営体につき 9,800 円/日

7 成果品の企画など

- (1) 画像、2D動画、VR動画の解像度はそれぞれの規格の最高のものとする。
- (2) 成果品はすべて県に提出するものとし、著作権及び使用する権利は県が有するものとする。

8 成果品の提出

- (1) 経営スタイル冊子
印刷物、電子データは、令和5年3月10日までに農林水産部水産振興課に提出すること。なお電子データはSDカードに格納し、提出すること。
- (2) 2D動画、VR動画
SDカードに格納し、令和5年3月10日までに農林水産部水産振興課に提出すること。

9 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (3) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し、承認を得なければならない。
- (6) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随

時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。